

令和 5 年 3 月 10 日  
(一財) 東京都人材支援事業団

## 事業団運営施設等の御利用にあたってのマスク着用等について

日頃より、東京都人材支援事業団の事務事業に御理解、御協力いただきまして誠にありがとうございます。

令和 5 年 2 月 10 日に新型コロナウイルス感染症対策本部にて「マスク着用の考え方を見直し等について」が決定されたことを受け、当事業団が運営する福利厚生事業等においても、同年 3 月 13 日以降のマスク着用については、御利用されるお客様個人の主体的な御判断を尊重いたします。

ただし、下記のとおり、当事業団の職員及び各事業の委託先従業員（以下「従業員等」とします。）につきましては、感染対策上又は事業運営上の理由から引き続きマスク着用をする場合があるほか、外来者等の状況や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、お客様にマスク着用への御協力をお願いする場合がありますので、引き続きの御理解、御協力のほど、よろしく願います。

## 記

### 1 事業団におけるマスク着用の考え方（令和 5 年 3 月 13 日から 5 月 7 日まで）

#### (1) 従業員等のマスク着用について

- 従業員等については、窓口等の不特定多数のお客様と接する場所や案内業務等で直接お客様に接する場面が想定される場合などにおいて、外来者の状況や施設の環境等を考慮し、マスクを着用する場合がある。
- 特に、以下の施設等においては、お客様に安心してご利用いただくために、従業員等に引き続きマスクを着用するよう求める。
  - ・ 職員食堂、専門食堂、売店等の食堂・売店施設
  - ・ 相談室
  - ・ 集合形式で開催するイベント、講座・講演等

- 「とちょう保育園」については、国や新宿区の指導を踏まえ、保育中及び窓口等での接客時も含めた対応時にマスクを着用する。

※ 職員研修所においては、東京都総務局人事部からの指導や調整を踏まえて対応する。

#### (2) お客様にマスク着用の御協力をお願いする場合について

- 感染の再拡大など、感染流行期に入り、国や東京都からマスク着用を推奨する通知等が発出された場合

- 講座・講演等において、不特定多数の方が一堂に会し、かつ、参加者間の距離が十分に確保できない中で意見交換等を行う場面がある場合
- 講演・講座等の一環で医療機関や高齢者施設等を訪問する場面がある場合
- 「とちょう保育園」においては、新宿区の指導に従い、保護者会等の限られたスペースで参加者間の距離が十分に確保できない中で発言を求める機会がある場合などにマスクの着用を求めることを検討する。

※ 職員研修所においては、東京都総務局人事部からの指導や調整を踏まえて対応する。

- 2 事業団におけるアクリル板等の設置の考え方（令和5年3月13日から5月7日まで）  
外来者等の状況や施設内の環境を踏まえ、不特定多数の方と接することや対面での会話が想定される以下の場所においては、引き続きアクリル板等を設置する。

- 窓口（イベント等における会場受付窓口等も含む）等
- 職員食堂、専門食堂、売店等
- 相談室

### 3 その他

こまめな換気や設備等の定期的な清掃・消毒、従業員等における手指衛生などの基本的な感染防止対策に引き続き努めてまいります。

### 4 本件に関するお問い合わせ先

一般財団法人東京都人材支援事業団 管理部総務課  
電話：03-5320-7378